

鳥取県立鳥取緑風高等学校 PTA 会則

(名 称)

第1条 本会は「鳥取県立鳥取緑風高等学校 PTA」と称し、事務局を鳥取緑風高等学校内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、学校・家庭等の密接な連携のもとに本校の教育の充実に寄与することを目的とする。

(会 員)

第3条 本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正 会 員 本校に在籍する生徒の保護者と本校に在職する教職員。
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者
(成人に達した生徒本人またはその家族を含む)

(会 計)

第4条 本会の経費は、会費、入会金、寄附金及びその他の収入をもってあてる。

- (1) 会費 年額4,800円(前期分2,400円、後期分2,400円)を年度当初に徴収する。
前期卒業者に係る会員に限り、後期分の会費を返金するものとし、後期入学者に係る会員については、後期分の会費を入学時に徴収する。

(2) 入会金 1,000円を入学年度に徴収する。

2 本会が特別な事業を行う場合は、必要に応じて特別会計を設けることができる。

(事 業)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育上必要と認められる諸事業。
- (2) 会員相互間の研修及び親睦に関する諸事業。
- (3) その他、本会の目的達成のために必要な事業。

(組 織)

第6条 本会は、上記の事業を円滑に行うために、以下の組織を定める。

- (1) 総 会 全ての正会員及び賛助会員によって構成する。
- (2) 役員会 第7条に定める役員によって構成する。
- (3) 専門委員会 総務・研修・広報の専門委員会を置き、各クラスより選出された委員によって構成する。

(役 員)

第7条 本会は次の役員を置く。その任期は、1ヶ年間とするが再任は妨げない。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 専門委員会正・副委員長 若干名
- (4) 会計監査 2名

2 上記の他に、顧問を置くことができる。

(役員を選出等)

第8条 会長、副会長、会計監査は総会において選出する。

2 その他の役員は会長が委嘱する。

(任 務)

第9条 役員・委員の任務を以下のとおり定める。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。
- (3) 専門委員長・副委員長は各委員会を代表し、会の運営にあたる。
- (4) 会計監査は本会会計の監査にあたる。
- (5) 専門委員は各委員会に所属し、第5条の事業達成のための業務の執行にあたる。
- (6) 顧問は会長の要請により、各種の諮問に応じる。

(会 議)

第10条 会議は次のとおりとする。

- (1) 定期総会 年に一回年度初めに会長が召集する。
- (2) 臨時総会 必要に応じて会長が召集する。
- (3) 役員会 必要に応じて会長が召集する。
- (4) 専門委員会 必要に応じて専門委員長が召集する。

(決 議)

第11条 総会及び役員会において決議すべき事項は以下のとおりとする。

- (1) 総会
 - ① 会務報告・決算の承認。
 - ② 役員を選出。
 - ③ 事業計画・予算の決定。
 - ④ 会則の改正。
- (2) 役員会
 - ① 総会に提出すべき議案の審議。
 - ② その他、会の目的達成のために必要な事項。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会員の慶弔)

第13条 会員の慶弔については別に規程を定める。

(委 任)

第14条 この会則の施行に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この会則は、平成24年4月22日から施行する。
- 2 第4条第1項第1号の規定については、平成25年4月1日から適用する。ただし、この会則施行の際に、在籍している生徒の保護者に係る会費の取り扱いについては、平成27年3月31日までの間に限り、改正前の鳥取県立鳥取緑風高等学校PTA会則(平成16年7月24日制定)附則2の規定の例による。
- 3 第4条第1項第2号の規定については、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この会則は、平成30年4月22日から施行する。

附 則

この会則は、平成31年4月21日から施行する。